

平成27年度館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

「日本再興戦略」において、保険者は加入者の健康保持増進のため、レセプトデータや健康診査データの分析により、データヘルス計画を策定し、保健事業を推進することとしている。

館山市は国民健康保険加入者の健康状態を把握し、医療費の適正化を図るため、P D C Aサイクルに沿った効果的且つ効率的な保健事業を実施するデータヘルス計画の策定にあたり、より効果的な計画とするために専門的な知識と経験を有する事業者を公募し、企画提案（プロポーザル）方式により委託事業者を選定する。

2. 委託業務名

館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託

3. 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

4. 業務内容

別紙「館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託仕様書」のとおり

5. 委託事業者選定スケジュール

内 容	期 日
募集（申請受付）開始	平成27年7月1日（水）
参加申請書類の提出期限	平成27年7月10日（金） 午後5時必着
質疑締切	平成27年7月8日（水） 午後5時必着
質疑回答期限	平成27年7月10日（金）
参加資格審査結果の通知期限	平成27年7月13日（月）
企画提案書等の提出期限	平成27年7月23日（木） 午後5時必着
ヒアリング（プレゼンテーション）審査日	平成27年7月30日（木）
選定結果の通知期限	平成27年8月3日（月）

6. 実施要領等の配布

(1) 配布期間 平成27年7月1日（水）から平成27年7月10日（金）
午後5時まで

(2) 配布方法 館山市役所ホームページ(<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>)
「しごと・産業情報/入札・契約/入札・契約に関する情報/プロポーザル/公募型プロポーザル（予定・結果）」からダウンロードすること。

7. 予定価格

5,379,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8. 企画提案の申請等

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申請すること。

- (1) 提出書類
- ①企画提案申請書（別紙：様式1）
 - ②会社概要（別紙：様式2）
 - ・会社概要パンフレットを作成している場合は添付すること。
 - ③業務実施体制（別紙：様式3）
 - ・本業務の実施体制について明記すること。また、担当従業員の人数、職種等を記載すること。
 - ④業務実績（別紙：様式4）
 - ・国及び地方自治体、都道府県後期高齢者医療広域連合に対して、データヘルス計画作成または医療費分析の委託業務の実績（現在、実施中であるものを含む。）を記載すること。
 - ⑤業務工程表（様式任意）
 - ⑥企画提案書
 - ・企画提案書のサイズは原則A4版（A3版による折込み可）とする。
 - ・企画提案書の様式は自由とするが、様式5「企画提案書作成要領」による提案依頼事項について記載すること。
 - ⑦見積書（様式任意）
 - ・積算根拠となる見積金額の内訳を記載すること。
 - ・企画提案書とは別綴じとすること。
 - ⑧その他別表に掲げる書類

(2) 提出期限等

上記8. (1) 提出書類

提出書類No.	提出部数	提出期限	備考
①	各2部	平成27年7月10日 (金)午後5時必着	
②			
③			
④			
⑧			
⑤	各9部	平成27年7月23日 (木)午後5時必着	・簡易製本8部 ・クリップ留め バラ1部
⑥			
⑦			

(3) 提出場所

館山市役所健康福祉部市民課国保係

〒294-8601 館山市北条1145-1

問合せ先

館山市役所健康福祉部市民課国保係

〒294-8601 館山市北条1145-1

TEL 0470-22-3428 FAX 0470-23-3115

E-mail siminka@city.tateyama.chiba.jp

(4) 提出方法

持参または書留郵便等（提出期間内必着）

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認後、平成27年7月13日（月）までにFAXにて通知する。

9. 資格審査

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4により、事業者に参加資格があるか審査する。

- (1) 「館山市建設工事等入札参加資格審査規定」に基づき、平成27年度館山市競争入札参加者適格者名簿に記載された者であること。
- (2) データヘルス計画作成または医療費分析の委託業務において、国及び地方自治体、都道府県後期高齢者医療広域連合からの受託実績を過去において1件以上有すること。
- (3) 館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託仕様書の内容のとおり業務が遂行できる者。
- (4) 本件公告の日から当該入札実施の日までの間において、公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 館山市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第3号）に抵触していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
 - ウ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
 - エ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (7) 館山市に課税客体がある者にあっては、市税の滞納がない者。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者。

10. 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案審査に対して2つ以上の提案したとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 事実に反する申請や提案などの不正行為があったとき。
- (5) その他、市が指示した事項に違反したとき。

11. 質疑応答及び説明会

(1) 質疑について

本企画提案の内容に関する質疑は、次のとおり書面の提出によってのみ受け付ける（電話や窓口での口頭による場合においても、書面の提出をすること）。

- ① 提出方法 質疑書（別紙：様式6）に質疑事項を記入し、持参、郵送、ファックスまたは電子メール添付により提出すること（持参以外は要事前電話連絡）。
- ② 提出場所 館山市役所健康福祉部市民課国保係

〒294-8601 館山市北条1145-1
TEL 0470-22-3428 FAX 0470-23-3115
E-mail siminka@city.tateyama.chiba.jp

③ 回答方法 ファックスまたは電子メールにより申請者全員に回答する。

(2) 説明会について

説明会は開催しない。

12. ヒアリング審査

(1) 審査主体 館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託事業者選定審査会

(2) 企画提案書の審査及び評価

企画提案書の内容を審査及び評価し、数者（数社）程度を参加要請者として選定する。なお、参加要請者の選定結果は、すべての申請書提出者に対し、電子メール及び文書により通知する。

(3) ヒアリング審査

上記（2）により選定された者に対し、ヒアリング審査会への参加を求め、上記8.（1）⑥の企画提案書について、プレゼンテーション（提案詳細説明・デモンストレーション・質疑応答）を行なう。

- ① 開催日時 平成27年7月30日（木）※詳細は別途通知する。
- ② 開催場所 館山市役所内 ※詳細は別途通知する。
- ③ プrezentation時間 説明30分程度、質疑応答10分程度とする。
- ④ 出席者 3名以内（可能な限り、担当予定者が出席すること）。
- ⑤ 機材等の用意 スクリーン・プロジェクタ・ポインタは館山市で用意するが、その他パソコン等必要な機材と同様に、参加者で用意することもできる。
- ⑥ その他 当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないこと。

(4) 受託者選定結果

企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定する。また、選定結果はすべてのヒアリング審査参加者に対し、電子メール及び文書により通知する。なお、評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。

(5) 評価基準

最優秀提案者は、下記の項目に基づき、提案評価及び価格評価点による総合評価点で判断する。

- ① 1人あたり100点満点とし、審査委員8人の採点の総合計により決定する。ただし、480点（60%）に満たない場合は、事業者の選定はしない。
- ② なお、第1位の合計評価点数が同点の場合、提案価格の金額等を総合的に勘案し、最優秀提案者を決定する。以下、第2位以降の決定に際しても同様とする。

【評価基準表】※()内は配点

1	会社概要(10点)	業務に取り組む組織や体制などに信頼性があるか。
2	業務実績(10点)	データヘルス計画作成または医療費分析業務を請け負った実績があるか。
3		企画提案書作成要領に沿った内容であるか。
4		データ分析の考え方や手法は適切か。
5	企画提案内容(45点)	保健事業の提案の考え方や手法は適切か。
6		独自性やアイディア、工夫があるか。
7		計画書納品までのスケジュール管理は適切か。
8	プレゼンテーションの内容(15点)	わかりやすい説明か。
9		誠意は感じられたか。
10		アピールポイントは明確か。
11	個人情報保護(10点)	プライバシーポリシーの有無、プライバシーマーク等の所持、もしくは今後の取得予定があるか。
12		提供・収集・作成した情報を業務終了後も適切に保存・保管できるか。
13	見積価格(5点)	予算に対して、適切な価格設定か。
14	その他(5点)	本市との連絡調整や打ち合わせの機会が設定されているか。
配点合計(100点)		

13. 契約

契約については、最優秀提案者と内容を協議し、後日締結する。

14. その他

- (1) 提出された企画提案書は返還しない。
- (2) 企画提案に要する経費は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等については、特別な事情がない限り、再提出は認めない。
- (4) 提案書の著作権は企画提案書提出者に帰属する。ただし、市が企画提案の報告のために必要な場合は企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

【別表】上記⑧により提出を求める書類

提出書類		内 容
A	登記事項証明書	法人登記簿謄本
B	印鑑証明書	法務局で取得
C	使用印鑑届け(別紙: 様式 1-1) 【右記該当者のみ】	実印以外の印を使用する者のみ提出すること。 日付は提出日の日付を記載する。
D	決算書または有価証券報告書	会社の直近2期分の決算書を提出すること。
E	納税証明書(最新のもの)	税務署発行の納税証明書 その3の3 ※館山市に対して納税義務(当該法人に係る館山市税及び当該法人の代表権のある役員に係る館山市税)のある場合は、館山市税の完納証明書も添付すること(館山市市民課で“市税の完納証明願”を取得すること)。

※C以外は、写しでも可とする。

※各証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものとする。

※平成27年度館山市指名競争入札参加資格名簿に登載されている者は本表提出書類を省略できるものとする。